

控訴人訴訟代理人戸田善恭意見陳述メモ

はじめに

昭和43年、最高裁は、「立候補の自由…（は）同条同項（憲法一五条一項）の保障する重要な基本的人権の一つ」と言いました。

「選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要」な基本的人権と言っているのです。

平成11年最大判も「被選挙権又は立候補の自由が選挙権の自由な行使と表裏の関係にある重要な基本的人権」であると言いました。

原判決も同じことを述べています。

そうです。立候補の自由は基本的人権なのです。

ところが、実際には控訴人達は、立候補ができません。

この基本的人権の行使が許されていないのです。

それはなぜなのか？

控訴人たちは、このことを問い続けてきました。

しかし、原判決は、この問いに正面から応答しませんでした。

成年であるのに、25歳や30歳に達していない控訴人らには、この権利がないのでしょうか。

原判決は、控訴人らにこの権利があるのかという問いに正面から答えぬまま、選挙制度の設計に関する立法裁量の話しへと進みます。

法律が定める年齢に達して初めてその基本的権利が生まれるというのでしょうか。

そんなはずはありません。

控訴人らにもこの基本的人権がある。まずそのことが確認されるべきでした。その上でその制約の合理性が検討されなければなりません。

ところが、原判決は、控訴人らの権利主体性自体が、あたかも立法裁量に委ねられるかのように議論を進めてしまったのです。

ここに、原判決の最大の誤りがあります。

1 判断枠組みの誤り

もう一つの問題は、判断枠組みです。

原判決は「他の政策的目的との調和」が必要などとして立法裁量を認めました。立法裁量は裁判所の判断能力を超えるような、政策判断が必要となる場合に認められます。

原判決は議員定数不均衡訴訟を参考にしています。議員定数の決定には、都道府県の面積や密度も関係しています。こうした政策判断の必要性から広い立法裁量を認めるのです。

これに対して、本件では、被選挙権の保障など憲法解釈が中心です。複雑な政策判断は必要ありません。

また、個人の基本的人権が直接的に制約されているとして権利救済を求める本件に、選挙無効訴訟の判断枠組みをそのまま使うことが妥当なのかも問われるべきです。

原判決の判断枠組みは誤っています。

2 あるべき判断枠組み

では、どのような判断枠組みとすべきでしょうか。

(1) 権利の重要性

被選挙権の重要性については、これまで述べてきた通りです。

平成11年の最高裁判決で、河合裁判官が述べたように「被選挙権の平等は…最も重要な基準」とされるほど、憲法上の核心的な権利です。

さらに被選挙権の制約は、選挙権の制約でもあることも忘れてはなりません。

昭和43年最大判は「被選挙権への不当な制約は…自由かつ公正な選挙を損なう」といいました。

立候補の年齢制限は、立候補しようとする者の権利だけを制限するわけではないのです。

有権者の選択の幅を狭め、選挙権の自由な行使に制約をもたらします。

本件ではこのような極めて重要な権利が制約されているのです。

(2) 制約の重大性

そして、年齢制限は、この重要な権利に対する重大な制約にあたります。

令和元年東京地裁判決は、公職選挙法の年齢制限は直接的制約に当たると指摘

しています。

控訴人らは、何をどのようにしても立候補することはできません。

年齢というどうすることもできない条件で完全に排除されているのです。

このように、本件規定は、憲法が保障する重要な権利に対する、直接的かつ全面的な制約です。

そうである以上、裁判所はその憲法適合性を厳格に審査しなくてはなりません。

3 当てはめについて

では、25歳、30歳という年齢にこの厳格な基準を満たすような合理性があるのでしょうか。

原判決は、投票年齢に達しただけでは、政治家に必要な社会経験が足りないと思いました。

しかし、そもそも、政治家に必要な資質は、年齢で測られる社会経験に限られません。情熱や責任感、寛容の精神など、その内容は極めて多様です。

その資質を一律に測ることができないからこそ、選挙によって選ばれているのです。

この4月に全国知事会は、被選挙権年齢の引き下げを求める提言を出しました。そこでは、若者ならではの発想や価値観など、年齢以外の様々な資質が検討されています。

そして、実際にその選挙の対象である職にある現職知事ら自身が、被選挙権年齢を選挙権年齢より高く設定することの合理性に疑問を投げかけてさえいるのです。

25歳や30歳以下の人たちには、政治家に必要な社会経験が足りない。

これには科学的根拠也没有ありません。

斉藤意見書に示されるように一般の人々の感覚にも反しています。

実際に政治をしている人たちの感覚にも反しています。

そんなことをあたかも当然の前提であるとする原判決の判断の不合理性は明らかです。

4 終わりに

控訴人らのこの国の政治に参加しようとする思いや行動は、様々な場面で壁に直面してきました。

政治家に陳情に行っても「若者に何が分かる」と言われたとき
高齢者ばかりの無投票議会に絶望したとき
立候補を拒まれ、投票所で疎外感を感じたとき

この国の一員として政治に参加し、責任を担いたいという主権者としての権利が、基本的人権が、様々な場面で、侵害されてきました。

国会でこうした声は、法改正のメリットやデメリットの話に矮小化されてしまいます。

だからこそ、控訴人らは、基本的人権を擁護する役割を持つ司法に訴えています。

控訴人らの声に耳を傾け、正義に適った判断をしてくれると信じています。